

持続可能な 農業は人から。

安全対策と労災保険で、農業を未来へつなぐ

重要な
お知らせ

小規模な農業経営体も

労災保険の加入が

義務化されます

※遅くとも2031年7月までに加入が必要



農業労災・安全対策
守る・備える・つなぐ。

一般社団法人 全国農業会議所

「農業労災・安全対策」アンバサダー

小林 涼子

俳優
株式会社AGRIKO
代表取締役

安全対策と労災保険で、 働く人と農業経営を守る



農業の死亡事故率は、全産業平均と比較して**約13倍**。農業に、「絶対に事故は起きない」はありません。事故やケガは、働く人だけでなく、経営にも大きな影響を及ぼします。だからこそ、日頃の「安全対策」と、万が一に備える「労災保険」が大切です。制度の見直しにより、遅くとも2031年7月までに、**労働者を1人でも雇う農業経営体は労災保険への加入が必要**になります。**義務化を待たず、早めに備えましょう。**

→ 国の制度「労災保険」はどうして必要なの？

「万が一」の事故から、
働く人と家族を守るため

治療



治療に
必要な費用

休業



働けない
期間の補償

障害



障害が残った
場合の補償

遺族



亡くなった場合の
遺族への補償

事故による
補償負担に備え、
農業経営を守るため

事業主として
災害補償責任を
果たすため

従業員が安心して
働ける環境を
つくるため

仕事中や通勤中のケガ・病気などに対して、
必要な保険給付が行われ、働く人とその家族の生活を支える制度です。

⚠ 未加入の場合、仕事中のケガなどは、**事業主が自ら補償する必要があります。**

小規模な農業経営体も
労災保険の加入が義務化へ

現在

個人経営で常時雇用する
労働者が5人未満

→ 労災保険は「任意加入」

これから

労働者を1人でも雇えば

→ 遅くとも2031年7月までに
「加入が義務化」

こんな雇い方も対象です

- 従業員を1人でも雇っている
- 農繁期に1日だけ
アルバイトを雇っている



労災保険への加入は 3 STEP

STEP.1

人を雇っていたら確認

加入対象かチェック

STEP.2

加入手続き

必要な書類を作成・提出

STEP.3

保険料を納付

目安:年間賃金総額の1.3% (2026年8月時点)
〈例〉年間賃金300万円なら → 年間約3.9万円

加入後の
手続きは、
基本的に年1回!



迷ったり
困ったら
相談を!



公的な相談・手続きの窓口



加入手続きのサポート



労災保険・労務の専門家

労働基準監督署

労働保険事務組合

社会保険労務士

経営者本人が加入できる
「特別加入制度」も
あります!



労災保険制度や手続きの流れなど、詳しい内容は、
「農業労災・安全対策ポータルサイト」をチェック!



<https://aguri-rousai.jp/>

問い合わせ先

熊本県担い手育成総合支援協議会（熊本県農業会議内）
TEL096-384-3333 メール:43ninaite@nca.or.jp